

令和6年 業種別労働災害発生状況

(令和6年7月末)

稚内労働基準監督署

業種別	令和6年			令和5年			対前年		業種割合 (%)	令和5年確定		
	死亡	休業	合計	死亡	休業	合計	増減数	増減率		死亡	休業	合計
全産業合計		60	60		57	57	3	5.3	100.0		123	123
除く鉱業計		60	60		57	57	3	5.3	100.0		123	123
製造業		8	8		9	9	-1	-11.1	13.3		19	19
食料品		7	7		7	7	±0	0.0	11.7		17	17
木材木製品		1	1				1		1.7		1	1
紙・パルプ												
窯業・土石					1	1	-1	-100.0			1	1
金属・機械					1	1	-1	-100.0			1	1
その他												
鉱業												
土石採取業		1	1		1	1	±0	0.0	1.7		1	1
建設業		8	8		9	9	-1	-11.1	13.3		25	25
土木工事業		3	3		4	4	-1	-25.0	5.0		11	11
建築工事業		3	3		4	4	-1	-25.0	5.0		9	9
木造建築業		1	1		1	1	±0	0.0	1.7		3	3
設備工事業		1	1				1		1.7		2	2
道路貨物運送		3	3		7	7	-4	-57.1	5.0		10	10
その他の運輸		1	1				1		1.7		1	1
貨物取扱業												
林業		1	1		1	1	±0	0.0	1.7		2	2
漁業		6	6		5	5	1	20.0	10.0		15	15
商業		8	8		1	1	7	700.0	13.3		7	7
清掃業		3	3		1	1	2	200.0	5.0		1	1
畜産業		1	1		3	3	-2	-66.7	1.7		6	6
その他の事業		20	20		20	20	±0	0.0	33.3		35	35

※本統計は労働者死傷病報告書(休業4日以上)から集計したものであり、前年同期との比較です。

※本統計は、速報値であり後日修正されることがあります。

※稚内労働基準監督署の管轄は、宗谷地方(稚内市、豊富町、猿払村、利尻町、利尻富士町、礼文町、枝幸町、浜頓別町、中頓別町、幌延町)及び留萌地方北部(天塩町、遠別町)の1市10町1村です。

令和6年 稚内労働基準監督署管内の死亡災害概要

(令和6年7月末)

No.	発生月	発生時	事故の型	起因物	業種	災害の概要
				なし		

令和6年
業種別・事故の型別労働災害発生状況 (令和6年7月末)

稚内労働基準監督署

事故の型	業種	製造業						鉱業	土石採取業	建設業	土木建築工事業	木造建築業	設備工事業	道路貨物運送業	その他の運輸業	貨物取扱業	林業	漁業	商業	清掃業	畜産業	その他の事業	全産業合計
		食品	木材製品	紙・パルプ	窯業・土石	金属機械	その他																
1 墜落・転落		3	2	1				1	4		3	1		1				2			2	13	
2 転倒		2	2						2	1		1	1	1			1	4	2		1	14	
3 激突									1	1			1								1	3	
4 飛来・落下																1	1					2	
5 崩壊・倒壊		1	1																		1	2	
6 激突され																	2	1		1		4	
7 はさまれ・巻き込まれ																	2					2	
8 切れ・こすれ									1	1												1	
9 踏抜き																							
10 おぼれ																							
11 高温・低温の物との接触		2	2																			2	
12 有害物との接触																							
13 感電																							
14 爆発																							
15 破裂																							
16 火災																							
17 交通事故(道路)																		1			1	2	
18 交通事故(その他)																							
19 動作の反動・無理な動作																			1		1	2	
90 その他																						13	
99 分類不能																							
合計		8	7	1				1	8	3	3	1	1	3	1		1	6	8	3	1	20	

令和6年
事故の型別・起因物別労働災害発生状況 (令和6年7月末)

稚内労働基準監督署

事故の型	起因物	11	12	13	14	15	16	17	21	22	23	31	32	33	34	35	36	37	39	41	51	52	61	71	91	92	99	合
		原	動	木	建	金	一	車	動	動	乗	圧	化	溶	炉	電	人	用	そ	仮	危	材		自	そ	起	分	
		機	構	械	械	械	械	械	等	機	物	器	器	置	等	備	等	具	備	等	等	料	荷	等	物	し	能	
1	墜落・転落			1	1					3							3		5									13
2	転倒																			6				6		2		14
3	激突								1											2								3
4	飛来・落下																					1		1				2
5	崩壊・倒壊																			1				1				2
6	激突され								1		2													1				4
7	はさまれ・巻き込まれ								2																			2
8	切れ・こすれ					1																						1
9	踏抜き																											
10	おぼれ																											
11	高温・低温の物との接触						1									1												2
12	有害物との接触																											
13	感電																											
14	爆発																											
15	破裂																											
16	火災																											
17	交通事故(道路)										2																	2
18	交通事故(その他)																											
19	動作の反動・無理な動作									1																	1	2
90	その他																									13		13
99	分類不能																											
合	計			1	1	1	1		4	4	4				1			3		14		1		9	13	3		60

＜全体では昨年から微増も新型コロナウイルスを除けば減少傾向＞

1 労働災害発生状況

令和6年7月に確認された休業4日以上労働災害件数は11件でした。令和6年の労働災害件数は合計で60件となり、前年同期比3件増となりました。特に商業の労働災害が前年同期比7件増と大きく増加しています。新型コロナウイルス感染症によるものを除いた件数は47件であり、昨年同期比4件減となっています。60歳以上の高齢労働者による労働災害件数は25件で全体の41.7%を占めています。

2 労働災害事例(括弧内は年齢性別、休業見込期間)※新型コロナウイルス感染症事例は除く

【製造業】

・冷凍つぶの解凍作業において、つぶが入ったカゴをお湯に入れる際、バランスを崩し、誤って両腕ごとお湯の中に浸かってしまい、火傷したものの。(30代男性、2週間)

【建設業】

・型枠支保工の組立作業において、大引き受けジャッキと角パイプを番線で緊結するため、角パイプの上(高さ3m)に腰かけていたところ、後方に墜落し、受け身のために両手を地面に突いて両手首を骨折したものの。(20代男性、3か月)
・公営住宅の修繕工事において、ベランダから足場に渡ろうとしたところ、ベランダ(高さ3m)と足場の隙間から墜落し、背中、腰、腕を打撲したものの。(70代男性、1週間)
・トレーラーから移動式クレーンの部材を荷卸しする作業を終えて荷台から降りようとしたところ、誤って頭部から敷鉄板の上に墜落し、頸椎損傷したものの。(40代男性、2か月)

【道路貨物運送業】

・生乳の集荷を終え、牛舎を歩いていたところ、施設内のパイプライン(高さ1.6m)に頭部をぶつけて頸椎損傷したものの。(60代男性、10日)

【漁業】

・ホタテ漁において、ドラムに巻かれているワイヤーを緩めようとした際、足を滑らせて誤って巻き取る側の操作を行ってしまい、左手第3指から第5指を切断したものの。(20代男性、2か月)

【清掃業】

・ゴミ収集作業中に躓いて転び、右手首を骨折したものの。(60代男性、2か月)

【農業】

・バンカーサイレージ(サイロ)のビニール掛けをしていたところ、高さ2mから転落し、右手及び右大腿を打撲したものの。(50代男性、15日)

3 稚内署からのお知らせ

○食料品製造業のみなさまへ

7月、食料品加工用の滅菌水(殺菌水)の生成時に次亜塩素酸塩と塩酸を誤混入して塩素ガスが発生し、12人が被災する労働災害がありました。同様の作業がある事業場におかれましては、以下の事項に注意してください。

- ・取り扱う化学物質のSDSを入手すること。
- ・SDSから取扱上の注意事項や危険性・有害性を確認すること。
- ・化学物質管理者を選任し、リスクアセスメントを実施すること。
- ・必要な保護具を用意すること。
- ・作業手順書を作成し、教育を行うこと。
- ・不測の事態が発生した場合は、被害の拡大を防ぐために近くの労働者を退避させ、機器の取扱メーカーなどに指示を仰ぐこと。

○熱中症クールワークキャンペーン(令和6年5月1日～令和6年9月30日)

今年度、稚内署管内でも熱中症の疑いがある労働災害が1件報告されています。暑さ指数(WBGT)の把握、作業環境の整備、水分・塩分補給やこまめな休憩の確保等の熱中症対策を講じてください。熱中症を発症している方がいたとき、本人に自覚症状がない、又は大丈夫との本人からの申出があった場合でも周囲の判断で病院への搬送や救急隊の要請を行ってください。

○化学物質の法改正が完全施行されています(令和6年4月1日～)

化学物質を取扱う際は、必ずSDS(安全データシート)を入手し、必要なばく露防止措置を講じてください。詳細は「ケミサポ」(<https://cheminfo.johas.go.jp/>)をご覧ください。規制対象物質に該当するかどうかは、「職場のあんぜんサイト」より確認可能です。下記QRコードはリンクとなっています。

先月の労働者死傷病報告書(休業4日以上)の受付状況

製造業	2件
建設業	3件
道路貨物運送業	1件
林業	0件
その他の事業	5件 (漁業1、農業1、小売業1、社会福祉施設1、清掃業1)
計	11件



ケミサポ



職場のあんぜんサイト

※労働災害の発生月と労働者死傷病報告書の提出月は異なる場合があります。

※紹介している労働災害事例は確認された労働災害の一例であり、災害件数と事例数は異なる場合があります。

「Safeコンソーシアム」の加盟企業名を稚内署に掲示しています!

Safeコンソーシアムに加盟の企業名を稚内署内に掲示していますので、加盟後は、稚内労働基準監督署までご連絡ください。(0162-73-0777)